

重要文化財 旧遷喬尋常小学校校舎調査工事業務に関する公募

このことについて、下記のとおり、公益財団法人文化財建造物保存協会を契約の相手方として、随意契約手続きを行う予定としているが、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する他の者の有無を確認する目的で公募を実施するものである。

公募の結果、下記3の応募要件を満たす応募者がいない場合は、下記2の契約予定先との随意契約手続に移行する。なお、下記3の応募要件を満たす応募者がいる場合にあっては、下記契約予定先及び当該応募者での指名競争入札を実施し、契約相手方を選定する。

1.公募に関する事項

(1) 事業名 重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎調査工事業務

※業務委託（測量及び建設コンサルタント）

(2) 事業の趣旨 「重要文化財 旧遷喬尋常小学校校舎保存活用計画」に基づき、令和7～8年度にかけて各種調査を実施し、保存・活用に向けた資料収集と情報整理を行い、建物の保存修理・耐震補強などにつなげることを目的としている。

(3) 事業の内容 （詳細は仕様書による）

①基本計画業務

- ・設計条件等の整理
- ・基本計画方針の策定
- ・基本計画図書の作成
- ・工事費概算書作成

②文化財業務

- ・補助事業関係書類作成協力業務
- ・修理計画策定業務

実測調査、破損調査、仕様調査、構造に関する調査

設備に関する調査、数量調査、写真撮影、文献・史資料調査

破損状況の全体把握とその原因の考察

変遷調査と建物の復元的考察

修理計画の検討・立案、委員会資料作成及び説明

③耐震診断業務

- ・ 構造調査 ・ 地盤調査 ・ 耐震診断 ・ 補強案策定
- ・ 補強工事概算設計

(4) 事業の期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2. 契約予定先

名称：公益財団法人 文化財建造物保存技術協会

住所：東京都荒川区西日暮里二丁目32-15

3 公募に参加するものに必要な資格に関する事項

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。（法人及びその他団体にあっては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- イ 団体等が賦課されているすべての税（国税及び地方税）、その他の本市に対する金銭債務について滞納がある者でないこと。
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- エ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者でないこと。

※応募資格確認のため、岡山県警察本部に照会する場合があります。
- オ 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程(平成18年告示第202号)に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。 ※公示日現在から契約の日まで
- カ 実施主体として適当でないと市長が認める者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続

開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。

(2) 技術的要件

- ア 令和6年度真庭市入札参加資格名簿「(C31) 調査・研究」に登録済みであること
- イ 建築設計業務を行うことができること。
- ウ 文化庁が認める文化財建造物修理主任技術者を有し、業務期間中、原則として同じ者を主任技術者として業務にあてることができること
- エ 公示の日から過去5年間に国又は地方公共団体の発注した国宝または重要文化財(建築物)の保存修理工事の設計監理業務の実績を複数有すること

4. 特殊な技術及び設備の条件

仕様書のとおり

5. 公募条件等を満たす旨等の意思表示

本公募の条件を満たしており、参加を希望する者は令和7年6月2日(月)正午までに下記の担当まで任意様式で意思表示を行うこと。その際に参加資格を有する資料を提示すること。

6. 事務を担当する課の名称

真庭市生活環境部スポーツ・文化振興課 担当 池田

〒719-3292 真庭市久世2927-2

電話：0867-42-1178 FAX：0867-42-1416